

建設工事等請負契約に係る見直しについて

1. 見直しの背景

沖縄市では、公共工事における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、最低制限価格を導入しておりますが、ダンピング対策等のさらなる充実を図るため、最低制限価格の見直しを行います。

また、数量表公開、入札への参加制限についても見直しを行います。

2. 見直し内容

最低制限価格設定について

(1) 最低制限価格設定範囲の上限の引き上げ
(下限75%は変更なし)

改正前
95% (範囲: 75%~95%)



改正後
上限なし (75%以上)

(2) 最低制限価格設定金額の引き下げ

改正前
設計金額が1,000万円以上の建設工事 設計金額が300万円以上の委託業務



改正後
設計金額が130万円以上の建設工事 設計金額が50万円以上の委託業務

参考【最低制限価格の設定方法】

①建設工事：(直接工事費+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×70%)×1.10

②委託業務：業務の難易度、規模、履行期間等を考慮して予定価格の75%以上の範囲で適宜設定

建築及び設備工事における数量公開について

沖縄市では、数量公開について、発注者の積算の透明性、客観性及び妥当性を確保し、入札参加者等の積算・工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的として数量表を参考資料として、平成29年4月1日より公開します。

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

沖縄市建設工事等入札参加資格者名簿において、以下の「制限基準」に該当する複数の入札参加資格者がいる場合、その複数の資格者が同一の競争入札に参加することはできません。

制限基準

- ①親会社と子会社の2者
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員の兼務
- ④契約締結権者が同一人物
- ⑤単体業者とその単体業者を構成員に含む組合等
- ⑥生計を共にする夫婦

※1者を除いて辞退すれば残る1者は参加可能

3. 実施時期

平成29年4月1日以降に公告、指名通知を行う入札から適用します。

問合せ／沖縄市役所 総務部 契約管財課
TEL 939-1219 内線(2093・2099)